

令和 8 年第 1 回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 1 月 9 日 (金) 午後 3 時

2 開催場所 五所川原市役所 2 階会議室 2 B 、 2 C

3 出席委員 19 名

会長

20 番 森 義博

委員

1 番	今 貴洋	2 番	山形 浩一
3 番	角田 里美	4 番	宮崎 尚彦
5 番	伊藤 美穂子	6 番	鳴海 正
7 番	外崎 高逸	8 番	乗田 栄一
9 番	石岡 雅樹	10 番	小林 達英
11 番	佐藤 善一	12 番	一戸 孝志
13 番	工藤 昇	15 番	相馬 孝雄
16 番	柳原 一夫	17 番	白戸 裕丈
18 番	中谷 徳善	19 番	小山内 清人

欠席

14 番 佐藤 敬道

4 次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第 3 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 4 号 裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 2 号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

報告第 3 号 令和 7 年五所川原市農業委員会の事業結果報告について

報告第 4 号 令和 7 年賃借料情報について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会事務局

主 査 藤元 大季

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 一戸 武二

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

農業委員会金木支所

支所長 秋村

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和8年第1回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願ひします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は19名であります、定足数に達しております、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、13番 工藤昇（くどうのぼる）委員、15番 相馬孝雄（そうまたかお）委員のご両名を指名いたします。また、書記には藤元主査を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、秋村金木支所長にお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和7年12月25日午前9時から、福士浩樹推進委員、高橋誉一推進委員、高橋佑典推進委員で五所川原南地区の裁判所裁判官照会1件の現地調査を行いました。

また、令和7年12月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、高橋誉一推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業6件を適正に処理しました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転4件、賃貸借権設定36件、使用貸借権設定1件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議長 議案第1号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、番号13番、15番、18番、48番、50番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願ひいたします。

議長 ご質問がないようですので、番号13番、15番、18番、48番、50番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、番号13番、15番、18番、48番、50番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、番号13番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、7番 外崎高逸（とのさきこういつ）委員には退席をお願ひいたします。

外崎委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願ひいたします。

議長 ご質問がないようですので、番号13番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、番号13番について原案のとおり許可いたします。

7番 外崎高逸（とのさきこういつ）委員の入室を許可いたします。

外崎委員 (入室)

議長 つづきまして、番号15番について審議いたします。私に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」により立ち会うことができないことから退席いたします。議事進行は小山内会長職務代理者にお願ひいたします。

(議長交代)

森会長 (退席)

小山内職代 それでは、ご質問がある方はお願ひいたします。

小山内職代 ご質問がないようですので、番号15番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

小山内職代 ご意義がないようですので、番号15番について原案のとおり許可いたします。森会長の入室を許可いたします。

森会長 (入 室)

(議長交代)

議 長 つづきまして、番号 18 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、16 番 柳原一夫（やなぎはらかずお）委員には退席をお願いいたします。

柳原委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願ひいたします。

議 長 ご質問がないようですので、番号 18 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、番号 18 番について原案のとおり許可いたします。

16 番 柳原一夫（やなぎはらかずお）委員の入室を許可いたします。

柳原委員 (入 室)

議 長 つづきまして、番号 48 番、50 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、小山内清人（おさないきよと）会長職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願ひいたします。

議 長 ご質問がないようですので、番号 48 番、50 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、番号 48 番、50 番について原案のとおり許可いたします。

小山内清人（おさないきよと）会長職務代理者の入室を許可いたします。

小山内職代 (入 室)

議 長 つづきまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 24 ページをご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請すること

について、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式32件、再配分3件、売買15件です。

25ページから41ページまでの32件については、一括方式による促進計画で、42ページから43ページまでの3件については、受け手変更または所有者不明農地の権利設定による再配分の促進計画となります。また、44ページから49ページの15件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により2月下旬に認可・公告される予定です。

議長 議案第2号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、再配分の3番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願ひいたします。

議長 ご質問がないようですので、再配分の3番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、再配分の3番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、再配分の3番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、7番 外崎高逸 (とのさきこういつ) 委員には退席をお願いいたします。

外崎委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願ひいたします。

議長 ご質問がないようですので、再配分の3番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、再配分の3番について原案のとおり決定いたします。

7番 外崎高逸 (とのさきこういつ) 委員の入室を許可いたします。

外崎委員 (入室)

議長 つづきまして、議案第3号「贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参考 50ページをご覧下さい。

議案第3号「贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について」であります。

贈与税の納税猶予の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第70

条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を、引き続き行っていることの承認を求めるものであります。件数は3件です。

下記3件の受贈者は、特例の適用を受けている農地で農業経営を継続していることから、贈与税の納税猶予を引き続き受けられる者と判断されます。

議長 議案第3号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願ひいたします。

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。
つづきまして、議案第4号「裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参考 51ページをご覧下さい。
議案第4号「裁判所からの農地等の現況に係る調査結果について」であります。
青森地方裁判所第2民事部裁判官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものであります。件数は1件です。

1番 土地の所在は、大字石岡字藤巻、田3筆、所有者は記載のとおりです。調査の結果、物件目録8は、家屋が建築されており、農地へ復元するには著しく困難であることから非農地と判断され、物件目録9及び10は、表層に砂利が確認されたが、耕起や除礫により耕作が可能なため、農地と判断されました。

また、当該農地は令和6年12月5日付で建築条件付売買予定地として、農地法第5条の転用許可がされており、許可後、5筆に分筆され、2筆は宅地として売却されております。

現況回復命令の有無について、県からの指示事項はなく、買受適格証明の要否は、農地として買受する場合は農地法3条の適格証明、農地以外として買受する場合は農地法第5条の適格証明が必要であります。

以上の内容について、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。調査時の写真等については52ページをご覧ください。

議長 議案第4号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願ひいたします。

議長 ご質問がないようですので、議案第4号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

議長 以上、議案第1号から議案第4号まで全ての審議が終了いたしました。
報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 農業者年金戸別訪問勧誘、五所川原市認定農業者協会講演会の開催、令和7年度農地賃借料、1月下旬集落座談会の開催について。

議長 その他、何かございませんか。
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。